

浴槽設備施工（浴槽設備施工作業）

油脂接着剂注入施工（王宗丰少極脂注入工作業）

三三、三四、三八、四三、四六、四九、三一、三二、三三、三八、三

六、施工（金屬製）、土石工程（木）

D 1

愛知縣公報

金

平成3年3月29日

10

愛知縣公報

憲公報 第340号別冊4

三

四

平成3年3月29日

金曜日

租税規則の一部を改正する規則(一)

夢知縣

三万六千円

2 地方機関について、次のとおり組織の整備を行うこととした。

3 (1) 愛知芸術文化センターの愛知県図書館を設置することに伴い、組織の整備を行ひ、その分掌事務を定めることとした。

4 (2) 種畜センター、段戸山牧場及び種鶏センターを統合し、畜産総合センターを設置し、その分掌事務を定めることとした。

この規則は、平成三年四月一日から施行することとした。

規則の一部を改正する
規則の一部を改正する
訓 令

(人事管理室)(同)

八七二

設置
他所
規則

事略

行す

10

規

則

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月二十九日

愛知県知事 鈴木礼治

愛知県規則第二十四号

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則

愛知県行政組織規則（昭和三十九年愛知県規則第二十一号）の一部を次のよう改定する。

第二条第二項第三号中「第一条第二項各号」の下に「及び愛知芸術文化センター」を加え、同項第四号中「愛知県種畜センター」を「愛知県畜産総合センター」に改める。

第五条の見出し中「及び室」を「室及び局」に改め、同条第一項中「及び室」を「室及び局」に、「私学振興室」を「私学振興室」に改め、同条第八項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、同項第八号中「文教」を「教育」に改め、同号を同項第六号とし、同条に次の一項を加える。

9 文化振興局においては、次の事務をつかさどる。

一 文化的振興に関する施策の総合的企画調整及び推進に關すること。

二 文化会館、愛知芸術文化センター及び陶磁資料館に關すること。

三 その他教育委員会に屬しない文化的振興に關すること。

第五条の二の見出し中「及び室」を「室及び局」に改め、同条第一項中「及び室」を「室及び局」に、「航空対策室」を「航空対策室」に改め、同条第六号を削り、第七号を第六号とし、同条に次の一項を加える。

7 航空対策室においては、次の事務をつかさどる。

一 航空対策の総合的企画及び連絡調整に關すること。

二 名古屋空港に關すること。

三 空港の周辺環境対策に關すること。

四 中部新国際空港の建設促進に關すること。

五 中部新国際空港の建設に係る調査研究に關すること。

六 地域航空に關すること。

第七条第七項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 食鳥処理の事業の規制に關すること。

第八条第二項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とする。

第九条第六項第十三号中「種畜センター、段戸山牧場及び種鷄センター」を「及び畜産総合センター」に改める。

第十一条第五項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 婦人の雇用の促進に關すること。（労働福祉課の事務分掌事項を除く。）

五 第十二条の見出し中「事務局」を「局」に改め、同条第一項中「及び室」を「及び局」に、「公共用地対策事務局」を「公共用地対策局」に改め、同項を同条第二項を削り、同条第三項第二十号中「事務局」を「局」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から同条第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項第六号を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

六 公共用地対策局においては、次の事務をつかさどる。

一 土木部に属する公共用地の取得及び補償に關すること。

二 公共事業の施行に伴う損失補償基準に關すること。

三 土地收回に關すること。

四 収用委員会に關すること。

五 土木部に属する事業の計画策定及び執行に係る用地調整に關すること。

六 国等の計画する大規模事業の用地調整に關すること。

七 建設省所管の国有土地に關すること。

八 土木部の事務又は事業に関連して生じた廃道敷地、廃川敷地等の取得、管理及び処分に關すること。

九 測量法の施行に關すること。

十 電気通信事業法の施行に關すること。

十一 第十二条第十二項を削る。

十二 住宅及び住宅地の供給計画に關すること。

十三 第十三条第三項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一項ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

十四 第二十三条第四項第一号中「建設」の下に「建替え及び改善」を加える。

十五 第二十三条中第十四項を第十五項とし、第七項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の二号を加える。

十六 第二十九条の二 愛知県陶磁資料館に次の表の上欄に掲げる部を置き、各部に同表の下欄に掲げる課を置く。

管 理 部	學 芸 部	學 芸 部	庶 務 課
2 前項の各部の分掌事務は、次のとおりとする。			
一 図書等の保存及び利用に關すること。	一 図書等の保存及び利用に關すること。	一 図書等の保存及び利用に關すること。	一 図書等の保存及び利用に關すること。
二 文書及び公印の管守に關すること。	二 文書及び公印の管守に關すること。	二 文書及び公印の管守に關すること。	二 文書及び公印の管守に關すること。
三 職員の人事及び福利厚生に關すること。	三 職員の人事及び福利厚生に關すること。	三 職員の人事及び福利厚生に關すること。	三 職員の人事及び福利厚生に關すること。
四 予算、会計及びその他の庶務に關すること。	四 予算、会計及びその他の庶務に關すること。	四 予算、会計及びその他の庶務に關すること。	四 予算、会計及びその他の庶務に關すること。
五 建物、附属設備及び物品の保全管理に關すること。	五 建物、附属設備及び物品の保全管理に關すること。	五 建物、附属設備及び物品の保全管理に關すること。	五 建物、附属設備及び物品の保全管理に關すること。
六 図書館に属する事務の企画、統計、調査及び広報に關すること。	六 図書館に属する事務の企画、統計、調査及び広報に關すること。	六 図書館に属する事務の企画、統計、調査及び広報に關すること。	六 図書館に属する事務の企画、統計、調査及び広報に關すること。
七 他の図書館等との連絡、協力及び図書、記録その他の資料（以下この項において「図書等」という。）の相互貸借に關すること。	七 他の図書館等との連絡、協力及び図書、記録その他の資料（以下この項において「図書等」という。）の相互貸借に關すること。	七 他の図書館等との連絡、協力及び図書、記録その他の資料（以下この項において「図書等」という。）の相互貸借に關すること。	七 他の図書館等との連絡、協力及び図書、記録その他の資料（以下この項において「図書等」という。）の相互貸借に關すること。
八 電子計算機による図書館システムに關すること。	八 電子計算機による図書館システムに關すること。	八 電子計算機による図書館システムに關すること。	八 電子計算機による図書館システムに關すること。
九 その他の課の主管に属しないこと。	九 その他の課の主管に属しないこと。	九 その他の課の主管に属しないこと。	九 その他の課の主管に属しないこと。

資料課

サービス第一課

2 前項の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 文書及び公印の管守に關すること。

二 職員の人事及び福利厚生に關すること。

三 予算、会計及びその他の庶務に關すること。

四 建物、附属設備及び物品の保全管理に關すること。

五 図書等の収集計画に關すること。

六 図書等の利用のための相談及び参考事務に關すること。（サービス第一課及びサービス第二課

一 図書等の収集及び整理に關すること。

二 図書の登録に關すること。

三 読書等の複写に關すること。

四 新聞、雑誌、視聴覚資料及び視覚障害者資料の収集及び整理に關すること。

五 サービス第一課

サービス第二課

七号とし、同分掌事務の次に企画情報室の分掌事務として次のように加える。

- 一 建設技術に関する情報システムに関すること。
二 建設技術に関する情報の収集及び提供に関すること。

第八十二条第四項下水道研究室の分掌事務中「流域下水道の終末処理に関する」を「下水道に関する技術の」に改める。

第八十六条第一項の表出納事務局の項及び部・出納事務局の項中「局長」を「出納事務局長」に改め、同表土木部公共用地対策事務局の項を次のように改める。

局部に属する局	長 は技術史員又 は技術史員	上司の命を受け、局の事務を掌理する。
局 次 長 は技術史員又 は技術史員	上司の命を受け、局の事務を掌理する。	上司の命を受け、局の事務を掌理する。
環境管理監 は事務史員又 は技術史員又	上司の命を受け、環境影響評価制度その他の環境管理システムの推進に関する事務を掌理する。その他環境管理シ	上司の命を受け、環境影響評価制度その他の環境管理シ
廃棄物対策 は事務史員又 は技術史員又	上司の命を受け、廃棄物の適正処理及び広域処理の推進に関する事務を掌理する。	上司の命を受け、廃棄物の適正処理及び広域処理の推進に関する事務を掌理する。
農業水産部 農水振興監 事務史員又 は事務史員又	上司の命を受け、農業及び水産業の振興に努め改め、同項の次に次の一項を加える。	上司の命を受け、農業及び水産業の振興に努め改め、同項の次に次の一項を加える。

第八十六条第二項の表土木部の項中「下水道対策監」を「公園下水道対策監」に、「流域下水道事業」を「都市公園整備事業及び流域下水道事業」に改め、同表建築部の項中「新文化会館」を「愛知芸術文化センター」に改め、同項の次に次の一項を加える。

心身障害者 コロニー	心身障害者 コロニー	心身障害者 コロニー	心身障害者 コロニー	心身障害者 コロニー
東三河事務所 税務管理監事 務吏員	東三河事務所 税務管理監事 務吏員	東三河事務所 税務管理監事 務吏員	東三河事務所 税務管理監事 務吏員	愛知学園副園長
は事務吏員又 は技術吏員	は事務吏員又 は技術吏員	は事務吏員又 は技術吏員	は事務吏員又 は技術吏員	は事務吏員又 は技術吏員
補佐する。	補佐する。	補佐する。	補佐する。	園長を補佐する。
上司の命を受け、学園等の事務について所長を 掌理する。	上司の命を受け、学園等の事務について所長を 掌理する。	上司の命を受け、学園等の事務を掌理する。	上司の命を受け、学園等の事務を掌理する。	
を	を	に、	に、	に、
「心身障害者コロニーの中央病院の部(看護部及び薬剤部を除く)及び研究所」を 「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)及び研究所」を 「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)」及び研究所の部	「心身障害者コロニーの中央病院の部(看護部及び薬剤部を除く)及び研究所」を 「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)及び研究所」を 「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)」及び研究所の部	「心身障害者コロニーの中央病院の部(看護部及び薬剤部を除く)及び研究所」を 「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)及び研究所」を 「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)」及び研究所の部	「心身障害者コロニーの中央病院の部(看護部及び薬剤部を除く)及び研究所」を 「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)及び研究所」を 「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)」及び研究所の部	「心身障害者コロニーの中央病院の部(看護部及び薬剤部を除く)及び研究所」を 「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)及び研究所」を 「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)」及び研究所の部
林業センタ ンタ	林業センタ ンタ	林業センタ ンタ	林業センタ ンタ	林業センタ ンタ
長林木育種場 技術吏員	長林木育種場 技術吏員	長林木育種場 技術吏員	長林木育種場 技術吏員	長林木育種場 技術吏員
上司の命を受け、林木育種場の事務を掌理す る。	上司の命を受け、林木育種場の事務を掌理す る。	上司の命を受け、林木育種場の事務を掌理す る。	上司の命を受け、林木育種場の事務を掌理す る。	上司の命を受け、林木育種場の事務を掌理す る。
を	を	に、	に、	に、
「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)及び研究所」を 「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)」及び研究所の部	「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)及び研究所」を 「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)」及び研究所の部	「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)及び研究所」を 「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)」及び研究所の部	「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)及び研究所」を 「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)」及び研究所の部	「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)及び研究所」を 「がんセンターの病院の部(看護部及び薬剤部を除く)」及び研究所の部
に、	に、	に、	に、	に、

に 一 を に、

附
則

心身障害者コロニー	副總長
愛知芸術文化センター	図書館長
「蚕業センター」を「畜産総合センター」	
「公文書館」を「公文書館 文化会館」に改める 陶磁資料館	

看護部	看護婦長	技術吏員	上司の命を受け、特に病院長等が命ずる事務を整理する。	を
陶磁資料館の課	主任学芸員	技術吏員	上司が命ずる陶磁器及び陶磁器に関する資料の専門事項に関する事務を整理する。	を
看護部	看護婦長	技術吏員	上司の命を受け、特に病院長等が命ずる事務を整理する。	に
第九十三条第一項の表中	改め、同条第二項中「第八十六条第三項」を「第八十六条第四項」に改める。			

第八十九条第一項の表中「公文書館」を「文化会館」、「公文書館」を「文化会館」、「陶磁資料館」を「文化会館」に、

組 織		職 名	吏員の種類	職
振興局	総務部文化企画課長	は事務吏員又は技術吏員又	は事務吏員又は技術吏員又	の振興局企画課長に於ける事務を掌理する。
企画部航空企画課長	建設課長	は技術吏員又は技術吏員又	は技術吏員又は技術吏員又	の振興課企画課長に於ける建設課及び運営方法に関する事務を掌理する。
企画部航空企画課長	調整課長	は事務吏員又は技術吏員又	は事務吏員又は技術吏員又	の振興課企画課長に於ける企画課の実施に關する事務を掌理する。
企画部航空企画課長	計画課長	は事務吏員又は技術吏員又	は事務吏員又は技術吏員又	の振興課企画課長に於ける企画課の実施に關する事務を掌理する。
土木部公共用地対策局	指導課長	は事務吏員又は技術吏員又	は事務吏員又は技術吏員又	の振興課企画課長に於ける企画課の実施に關する事務を掌理する。
調整課長	は事務吏員又は技術吏員又	は事務吏員又は技術吏員又	は事務吏員又は技術吏員又	の振興課企画課長に於ける企画課の実施に關する事務を掌理する。
は事務吏員又は技術吏員又	は事務吏員又は技術吏員又	は事務吏員又は技術吏員又	は事務吏員又は技術吏員又	の振興課企画課長に於ける企画課の実施に關する事務を掌理する。

愛知県事務委任規程
に改正する。
別表第一保健所長の
定施設を除く。一の二

平成三年三月二十九日

愛知県事務委任規則の一部を改正する規則を

附則

心身障害者コロニー	副總長
愛知芸術文化センター	図書館長
「蚕業センター」を「畜産総合センター」	
「公文書館」を「公文書館 文化会館」に改める 陶磁資料館	

看護部	看護婦長	技術吏員	上司の命を受け、特に病院長等が命ずる事務を整理する。	を
陶磁資料館の課	主任学芸員	技術吏員	上司が命ずる陶磁器及び陶磁器に関する資料の専門事項に関する事務を整理する。	を
看護部	看護婦長	技術吏員	上司の命を受け、特に病院長等が命ずる事務を整理する。	に
第九十三条第一項の表中	改め、同条第二項中「第八十六条第三項」を「第八十六条第四項」に改める。			